

9 出願後の不慮の事故等による受験上の配慮

- (1) 大学入試センター試験の出願後の不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）のため受験上の配慮を希望する者には、申請に基づき大学入試センターで審査の上、受験上の配慮を決定します。
- ただし、この配慮は、出願後の不慮の事故等を対象とするものであり、出願時までに申請すべき内容であった場合には配慮しませんので、申請し忘れのないよう十分注意してください。
- また、申請が試験直前であったり、申請内容への対応が直ちにできないような場合には、希望する配慮が行えないこともあります。
- (2) 不慮の事故等のため受験上の配慮を希望する場合は、受験票の「問い合わせ大学」欄に記載された大学に志願者本人又は代理人が、平成26年1月15日（水）までに「受験票」及び「医師の診断書（任意の様式）」を持参し、申請してください。なお、「医師の診断書（任意の様式）」には、発症等の時期及び大学入試センター試験において希望する受験上の配慮が必要な理由を必ず明記してください。大学入試センターでは、「問い合わせ大学」から回付された書類を審査の上、配慮を決定し、「受験上の配慮事項決定通知書」により通知します。「受験上の配慮事項決定通知書」受領後は記載内容を本人等が確認し、申請した配慮事項等に漏れがある場合は、直ちに大学入試センター事業第1課（→裏表紙）まで直ちに連絡してください。
- なお、障害等の程度や希望する配慮によっては、十分な審査を行うため、「医師の診断書」以外の書類等の提出を求めることがあります。

【申請から受験上の配慮事項の決定・通知、受験までの流れ】

